

# 母子保健における保健婦活動の効率的展開 に関する研究（第一次報告）

研究協力者 須川 豊

本研究の目的は、地域の特性に適應する包括的母子保健システムに関する保健婦活動のあり方を策定することであるが、初年度の研究として、保健所および市町村における保健婦の母子保健活動について実態調査を実施した。

すなわち地域の特性を考慮しつゝ23府県にわたる244保健所と、その管内の1,286市町村を対象にアンケート調査を実施した。

結果は、243保健所、1,267市町村(98.5%)から回答があった。管内人口の詳細、出生、死亡等の諸条件は、保健婦活動との相関を検討する際に詳述することとし、今回は省略する。しかし保健所の管内人口では1万人以下(1カ所)から50万人以上(3カ所)まであり、市町村では千人未満17カ所、50万人以上も2カ所あって、かなり多岐にわたっている。なお対象府県の総人口は3,327万余である。

実態調査の結果は、多項目にわたるため、数字の判断に多少の問題があるものもあったが、その主なものをあげると次のようである。

## 1 保健婦数と医療機関の数

保健所と市町村に勤務する保健婦は、保健所に1,922人、市町村3,941人、計5,863人で、その他に常勤委嘱者が保健所に189人、市町村に279人がおり、全部を合計すると6,331人であった。

なお常勤保健婦の1人当たり人口は5,658人である。また個々の保健所や市町村の保健婦設置状況は多様であって、以下述べる母子保健事業に従事する実態もまた多様である。(詳細な検討は今後に予定している。)

保健所管内の医療機関の数と医師数は表1に示すとおりであった。

表1 医療機関と医師、歯科医師の数

病院数	一般診療所数	病院・診療所のうち		医師数	歯科診療所数	歯科医師数
		産婦人科	小児科			
2,496	18,569	2,353	6,194	42,746	10,592	14,283

この他に市町村保健センター408カ所、母子保健センター178カ所がある。

## 2 保健婦活動の実態

保健婦が、母子保健事業にどのようにかかわり合っているかについては詳細に調査したが、

今回は保健所と市町村の保健婦が、どの程度協力しあっているかを中心にして取りまとめた。

(1) 母子保健に関する保健婦業務計画

この業務計画の立案では、保健所が実施主体となる場合と、市町村が実施主体となる場合など表2のとおりである。

これをみると保健所では66%、市町村でも58%が共同で立案していると答えている。

(2) 住民組織やボランティア活動の事務局の有無については、保健所は65カ所(26.7%)、市町村は823カ所(65.0%)がありと答えており、保健所は案外少ないようである。

(3) 健康教育

母子に関する健康教育の保健所における状況は、学級や講座の実行計画は、保健所で行うところ43カ所、市町村と共同120カ所、市町村毎で異なるものが57カ所、その他23カ所となっているが、これを市町村側からの回答でみると、市町村567、保健所と共同404、学級・講座で異なる228、その他68となっており、様々な姿で展開されている。

そして学級と講座の数は、保健所側の回答では全数791のうち保健所のみで実施するもの257(32.5%)、市町村との共同534である。市町村側からみると全数4,131のうち市町村のみで実施するもの2,682(64.9%)、保健所と共同1,449である。

(4) 母子保健推進員の研修は、保健所では62カ所(25.5%)、市町村では609カ所(48.1%)が主体となって実施しており、健康づくり大会等は、保健所84カ所(34.6%)、市町村526カ所(41.5%)が実施主体となっており、いずれも市町村の方が多い。

(5) 健康診査

母性と乳幼児の健康診査と健康相談の事業数は表3に示すように、多数実施されており、事業数は市町村が保健所の7倍も実施している。

乳幼児健康診査の事後指導は、6

6保健所(市町村からの回答では70カ所)が実施し、市町村が17カ所(市町村では547)、健診毎に協議して決めているところ(共同)141カ所(市町村では512)、その他15カ所、特に実施していない保健所が4カ所あった。また乳幼児健康診査の結果について、市町村と情報を交換しているところ155カ所(市町村では699)、要フォロー児について情報交換しているのが74カ所(市町村では505)、市町村で異なる10カ所、その他3カ所、「していない」というところは1カ所であった。

三才児健康診査は163保健所(67.1%)が実施し、市町村に委託しているところ15

表2 業務計画の立案主体と共同作業

計画の立案	保健所	市町村
実施主体	39 (16.0%)	428 (33.8%)
共同で立案	161 (66.3%)	728 (57.5%)
その他	43 (17.7%)	111 (8.8%)

備考：保健所立案のその他43カ所のうち市町村によって異なるとの回答が29カ所あった。

表3 健康診査及び健康相談

対象	実施主体	事業数	単独実施	協力実施
母性	保健所	282	127	155
	市町村	1,889	1,220	669
乳幼児	保健所	853	427	426
	市町村	6,550	2,873	3,677

カ所、市町村毎に協議して実施55カ所、その他10カ所であった。これに従事する保健婦は、保健所保健婦のみで実施12カ所、市町村保健婦と共同で、が222カ所、市町村保健婦のみが2カ所、その他7カ所である。

三才児健診の事後指導は、129保健所が実施し、14市町村に実施させており、市町村毎に協議して決めている保健所が79カ所(その他21)であった。

妊婦や乳幼児の健診は医療機関に委託する機会が多いが、その事務の担当をみると、保健婦がやっているところが73保健所、保健婦と事務職が共同36保健所、事務職105、その他29で、事務職が最も多い。

委託した場合の事後指導は、93保健所が実施しており、市町村に実施させている保健所は31カ所、市町村毎に協議して決めているところが67カ所、その他29カ所、特にしていないところが23カ所もある。

### (6) 母子歯科対策

三才児健診以外で実施している母子の歯科対策事業について、保健所と市町村にその実施主体別に聞いた結果は表4のようで、かなり多く実施されている。

表4 母子歯科対策

実施方法	保健所	市町村
事業数	426	2,822
単独実施	272	1,640
共同で実施	154	1,182

### (7) 障害児予防とその対策

障害児の発生予防対策について、保健所保健婦に質問した結果は次のようである。

① 神経芽細胞腫の検査セットの配布は、60保健所で実施し、市町村が配布しているところ90カ所、保健所と市町村共同で81カ所(その他10カ所)。

また検査結果の指導は、154保健所(63.4%)が実施しており、市町村34カ所、市町村毎に協議36カ所(その他19カ所)となっている。

この検査の事務担当は、保健婦133カ所、保健婦と事務職33、事務職64、その他13となっており、さすがに保健婦が多い。

② B型肝炎母子感染防止事業の事務担当をみると、保健婦118、保健婦と事務職25、事務職90、その他10となっている。また、これの継続指導は、保健所183カ所、市町村毎に協議28、市町村10カ所、その他22カ所となっており、これらの事業は専門的な条件も多いので、保健婦が大きな役割を果たしている姿がみえる。

③ 個々の障害児対策の事業をあげてもらったのが表5である。保健所の75%が実施しており、やはり相談事業が圧倒的に多い。

表5 障害児対策

対 策	保 健 所	市 町 村
障害児対策	182 (74.6%)	547 (43.2%)
相 談 事 業	165 (67.9%)	409 (32.3%)
デ イ ケ ア	28 (11.5%)	109 ( 8.6%)
機 能 訓 練	20 ( 8.2%)	109 ( 8.6%)
ケ ア シ ス テ ム	44 (18.1%)	86 ( 6.8%)
そ の 他	66 (27.2%)	249 (19.7%)

(8) その他の母子保健事務の担当  
保健所の医療給付事務の担当は表6のようで、事務職が担当しているところが最も多いが、保健婦もかなり受け持っている。市町村への補助金の事務担当は事務職(122)が多く、保健婦が担当している保健所は99カ所である。

市町村の母子事務の担当者は、保健婦256カ所、保健婦と事務職763、事務職229、

その他19で、保健婦の関与が多い。

また市町村で母子管理票を作成しているところは、1,084カ所(作成していない182カ所)で、その活用状況は、933カ所がよく活用していると答えている。一部活用173、活用されていないとの答えが50カ所あった。

市町村の母子健康手帳の交付担当者

は、保健婦296カ所、保健婦と事務職471、事務職445(その他55)で、保健婦が交付するところは案外少ない。

#### (9) 母子保健対策協議会

開催していない保健所が193カ所と圧倒的に多く、開催しているところも年1回22カ所、年2回16、年3回3、(その他9)である。開催しているところは概ね効果的に運営されているというが、特に必要を感じない12カ所、どちらともいえない107カ所との回答は問題であろう。

以上のように保健所と市町村における母子保健に関する保健婦活動の実態を調査し、その一部を集計した。しかし個々の事業についての詳細な具体的事例の記述の検討、各事業の相関および最も重要と考えられる下記事項については、先述したように第2年度に分析する予定である。

#### 1) 保健所について

市町村母子保健活動援助の実態(健康教育、健康診査、健康相談の事業別について)

#### 2) 保健所と市町村について

保健婦業務全般について(総稼働時間、家庭訪問以外の活動、家庭訪問-妊産婦乳幼児別)

表 6 医療給付の事務担当

医療給付	保健婦	保健婦・ 事務職	事務職	その他
妊娠中毒症	94	11	130	8
未熟児養育	82	13	139	9
育 成	80	10	142	11
結核児童療育	66	21	139	17
小児慢性特 定疾患	48	15	155	25



## 検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用

論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



本研究の目的は、地域の特性に適応する包括的母子保健システムに関する保健婦活動のあり方を策定することであるが、初年度の研究として、保健所および市町村における保健婦の母子保健活動について実態調査を実施した。

すなわち地域の特性を考慮しつゝ23府県にわたる244保健所と、その管内の1,286市町村を対象にアンケート調査を実施した。

結果は、243保健所、1,267市町村(98.5%)から回答があった。管内人口の詳細、出生、死亡等の諸条件は、保健婦活動との相関を検討する際に詳述することとし、今回は省略する。しかし保健所の管内人口では1万人以下(1カ所)から50万人以上(3カ所)まであり、市町村では千人未満17カ所、50万人以上も2カ所あって、かなり多岐にわたっている。なお対象府県の総人口は3,327万余である。

実態調査の結果は、多項目にわたるため、数字の判断に多少の問題があるものもあったが、その主なものをあげると次のようである。